

ID: 8

担当部署: 総務課

処分の概要	削除等の請求の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町個人情報保護条例 第19条第1項		
例 規 番 号	平成16年 条例第3号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (請求に対する決定等)                  第十九条 実施機関は、開示等の請求があつたときは、当該請求があつた日から起算して十五日以内に、開示等の可否を決定しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  第15条の規定による。                  (削除等の請求)                  第十五条 何人も、実施機関が第六条の規定に反し、又は第八条第一項若しくは第二項の規定によらないで自己に関する個人情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除又は利用の停止を請求することができる。</p>			
標準処理期間	請求があつた日から起算して15日以内(やむを得ない理由により当該期間内に決定をすることができないときは、当該期間を延長可)(第19条第1項及び第4項)		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日